

化保第275号
令和5年1月12日

業種別団体の長様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長 宮原 正行
(公印省略)

収入証紙制度の廃止について（通知）

産業保安の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、埼玉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）は、申請等の際、現金の代わりに申請書等に貼付して御利用いただいておりますが、この度、埼玉県議会（令和4年12月定例会）において「埼玉県証紙条例を廃止する等の条例」が可決されました。

このことを受けて、以下の期限以降、収入証紙の購入、使用等ができなくなります。

- ・収入証紙の販売：令和5年12月末日まで
- ・収入証紙の使用：令和6年3月末日まで
- ・未使用証紙の還付：令和10年12月末日まで

県では、収入証紙の販売終了と新たな収納方法の案などに関するチラシを別添のとおり作成しましたので送付します。

つきましては、貴団体内での情報共有にご活用いただけますと幸いです。

収入証紙制度に関する問い合わせ先

埼玉県出納総務課

電話 048-830-5714

メール a5710-02@pref.saitama.lg.jp

連絡先

埼玉県危機管理部化学保安課

火薬・電気担当

TEL：048-830-8434

e-mail : a2970-04@pref.saitama.lg.jp

企画・高圧ガス担当

TEL : 048-830-8443

e-mail : a2970-01@pref.saitama.lg.jp

液化石油ガス担当

TEL : 048-830-8439

e-mail : a2970-03@pref.saitama.lg.jp

令和5年12月末で

収入証紙の



販売を終了します

埼玉県収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。
埼玉県では、パスポートの申請や運転免許証更新などの申請手続きに使われています。

! 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の**販売**は
令和5年12月末日まで

証紙の**利用期限**は
令和6年3月末日まで

未利用証紙の**還付**は
令和10年12月末日まで

手数料の支払方法が変わります！

埼玉県収入証紙は、令和5年12月末に販売が終了され、
令和6年3月31日で、**使用ができなくなります**のでご注意ください。

証紙廃止後の支払方法(案)

窓口に来なくても手続きができる環境整備を進めていきます。

窓口での直接納付の場合は、キャッシュレス収納を検討しています。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

電子申請の場合

支払方法

- クレジットカード
- ペイジー

※ 支払いのための番号が付与され、ネットバンキングや金融機関ATMで支払うことが可能



窓口申請の場合

支払方法

- クレジットカード
- デビットカード
- 電子マネー
- QRコード

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

お問合せ

埼玉県出納総務課

☎ 048-830-5714

✉ a5710-02@pref.saitama.lg.jp

収入証紙で徴収する

手数料一覧が

確認できます。

